

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年10月28日

【事業年度】 第20期(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

【会社名】 株式会社アースインフィニティ

【英訳名】 EARTH INFINITY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 瀨田 幸一

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号
(2021年10月18日から本店所在地 大阪府大阪市北区堂島浜二丁目2番28号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 06-4967-2222(代表)
(2021年10月18日から本店移転に伴い電話番号を変更しておりません。)

【事務連絡者氏名】 取締役 松田 ありさ

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号
(2021年10月18日から本店所在地 大阪府大阪市北区堂島浜二丁目2番28号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 06-4967-2222(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 松田 ありさ

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年7月
売上高 (千円)	1,362,564	2,481,681	3,465,186	3,663,955	3,754,088
経常利益 (千円)	61,101	101,408	229,761	548,164	183,050
当期純利益 (千円)	38,143	64,784	166,738	374,737	124,828
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	87,250	87,250	87,250	87,250	144,974
発行済株式総数 (株)	998,500	998,500	998,500	2,995,500	3,059,200
純資産額 (千円)	81,316	146,101	311,939	685,648	993,266
総資産額 (千円)	550,774	841,426	1,150,984	1,460,914	1,593,341
1株当たり純資産額 (円)	81.44	48.77	104.77	231.77	324.68
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	43.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	38.80	21.63	55.68	126.52	41.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	14.8	17.4	27.1	46.9	62.3
自己資本利益率 (%)	62.6	57.0	72.8	75.1	14.9
株価収益率 (倍)					63.4
配当性向 (%)					104.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		4,357	122,296	566,731	212,424
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		2,574	1,020	4,505	196,048
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		70,924	85,276	176,406	102,802
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)		128,441	334,993	720,813	415,142
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕 (名)	29 〔-〕	45 〔-〕	45 〔-〕	46 〔-〕	49 〔-〕
株主総利回り (比較指標：) (%)	()	()	()	()	()
最高株価 (円)					10,710
最低株価 (円)					2,461

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第16期、第17期、第18期及び第19期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
6. 第16期、第17期、第18期及び第19期の株価収益率については当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第16期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
8. 第17期、第18期、第19期及び第20期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、仰星監査法人により監査を受けております。
9. 第16期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 当社は、2017年2月28日付けで株式1株につき500株の分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
また、2020年6月24日付けで株式1株につき3株の分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
11. 株主総利回り及び比較指標は、2020年10月16日に東京証券取引所市場JASDAQ(スタンダード)に上場したため記載しておりません。
12. 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)における株価を記載しております。

2 【沿革】

当社は、2002年大阪市淀川区において省電力のための設備機器に関する企画・設計・販売・設置工事及びそれらのコンサルタント業務を目的とする会社として、現在の株式会社アースインフィニティの前身である「株式会社ネオインターナショナル」を設立いたしました。

その後、2013年に本社を大阪市北区に移転し、2015年に特定規模電気事業者の届出を行いました。2016年に小売電気事業を事業目的に加え、商号も「株式会社アースインフィニティ」に変更いたしました。

株式会社ネオインターナショナル設立以後の当社に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2002年7月	大阪市淀川区に省電力のための設備機器に関する企画・設計・販売・設置工事及びそれらのコンサルタント業務を目的とした、株式会社ネオインターナショナル（資本金10百万円）を設立、インバーター及びブレーカー（ノーマルブレーカー）を販売。
2003年12月	電子ブレーカーの製造を開始。
2004年4月	電子ブレーカーの販売を開始。
2010年2月	電子ブレーカー特許（特許第4457379号）を取得。
2013年11月	堂島アクシスビル（大阪市北区）に本社を移転。
2015年3月	特定規模電気事業者の届出。
2016年4月	小売電気事業者の登録（登録番号：A0281）。 小売電気に参入。
2017年6月	商号を株式会社アースインフィニティに変更。
2018年6月	プライバシーマーク認定事業者の登録（認定番号第20002342号）。
2018年8月	登録電気工事業者の登録（登録先を経済産業省から大阪府に変更）。
2019年6月	ガス小売事業者の登録（登録番号：A0073）。
2019年10月	ガス小売に参入。
2020年10月	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場。
2020年12月	一般社団法人 日本経済団体連合会（経団連）入会。
2021年9月	明海ビル（神戸市中央区）に神戸営業所を開設。
2021年10月	中之島フェスティバルタワー（大阪市北区）に本社を移転。

- (注) 1. ノーマルブレーカー：市販されている一般的なブレーカーです。電子ブレーカーは電流値と時間によって遮断するようプログラムされているのに対し、ノーマルブレーカーはバイメタル式のため過電流が流れることで発熱し遮断します。尚、バイメタル式とは、バイメタル（金属板）が電流により加熱され熱膨張し、湾曲を描く事によってブレーカーを遮断させる方式です。
2. 電子ブレーカー：当社の電子ブレーカーは、バイメタル式のブレーカーにコンピューターを内蔵しております。内蔵されたコンピューターで流れた電流値及び時間を検知し、バイメタルによる遮断機能を防止した上で、設定された電流値及び時間のデータテーブルを参照することにより遮断回路が作動することを特徴としており、当該機能の特許を取得しています。

3 【事業の内容】

当社は、『人や仲間が集まり続け 求められ応え続ける会社』という理念のもと、お客様へエネルギーサービスを提供する企業のひとつとして、市場環境の変化やお客様ニーズに柔軟に対応し、顧客価値の向上を目指しております。また、人と自然とエネルギーが共生する世界を創るため、積極的に取り組みたいと考えております。

当社は、2002年7月の設立よりインバーター及びブレーカー（ノーマルブレーカー）の販売を始め、2004年4月には電子ブレーカー（2010年2月に特許取得）を製造・販売し、需要家の電気料金の削減に寄与してまいりました。2015年3月に特定規模電気事業者の届出、2016年4月に小売電気事業者の登録を行い小売電気に参加しました。

電気の契約は、特別高圧（2,000kW以上：大規模工場やオフィスビル等）、高圧（50kW以上2,000kW未満：中小規模工場や中小ビル等）、低圧（50kW未満（電灯100V・動力200V）：一般家庭や小規模店舗、工場等）に分類されており、当社においては大口と一般家庭との中間にあたる小規模工場、商店、飲食店等（以下、「中間層」という。）を中心にB to Bの営業を行っております。また、官公庁などの入札案件にも参加し、契約獲得を行うB to Gの営業も行っております。

低圧の中でも1件あたりの電気料金が低い一般家庭は、利益幅が小さく、逆に、特別高圧・高圧などの1件あたりの電気料金が大きい大口の客層は、売上ボリュームが大きいです。解約に至った場合や市場価格高騰の際は、当社の業績への影響が大きくなります。

そのため、当社は、中間層を中心に営業を行うことで利益率を高め、安定的な利益確保に努めております。

また、当社では2019年6月にガス小売事業者の登録を行い、2019年10月にガスの小売に参加し、電力とのセット販売を行っております。

エネルギー事業は、電気及びガスを継続的に販売するストック型ビジネスです。

競争激化により、他社への切り替えによる解約が毎年一定割合発生しますが、顧客との契約が継続されている限り、サービスを提供出来るため、継続的な収入及び収益を見込むことができます。

当社では、小売電気において、長年培ってきた電気の知識や営業ノウハウを活かし、堅調に契約数を積み上げてまいりました。また、ガス小売にも参加し、電気とガスとのセット販売を行うことにより、競争力を高め、業績の向上に努めております。

当社の事業におけるセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

エネルギー事業

小売電気は、一般家庭や小規模工場、店舗、飲食店等を対象とする低圧及び中小規模工場や中小ビル等の高圧の需要家に対して電力の供給を行う事業であります。

当社は需給管理を仲介業者に委託し、民間の発電所から調達した電力及び一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）との間で行う「市場取引」により調達した電力を、一般送配電事業者の有する送配電網を用い、北海道電力株式会社・東北電力株式会社・東京電力ホールディングス株式会社・中部電力株式会社・北陸電力株式会社・関西電力株式会社・中国電力株式会社・四国電力株式会社・九州電力株式会社の各営業地域において、顧客に対し電力の供給を行っております。

また、当社従業員による直接販売を中心に営業活動を行っており、利益率及び成約率を維持するため中間層に特化した料金プランの作成及び営業方法の構築に注力しております。

小売電気ターゲットにしております顧客の大多数は、小規模工場、店舗、飲食店等ですが、これは設立より販売してまいりました電子機器事業と同様の顧客層であります。

このことにより電子機器事業の営業で培った営業ノウハウを活用することができ、小売電気における営業効果を増大させております。

当社の営業方針といたしましては、1件1件訪問し、お客様と顔を合わせ、しっかりご理解をいただいた上でお申し込みいただくというスタイルの営業を貫いております。お客様と直接接する営業社員によるお客様への丁寧な説明を重要視しており、営業社員の教育に注力しつつ、新規契約を獲得するための営業ノウハウを蓄積しております。

ガス小売は、都市ガスの需要家に対してガスの供給を行う事業であります。

当社は、民間のガス会社から調達したガスを、当社と電力需給契約を締結している顧客や新規で小売電気の営業を行う際に、電力とのセット販売を行っております。

エネルギー事業の今後といたしましては、新規参入企業の増加による競争激化の中にあつて、更なる営業力の向上が必要となります。

また、効率的な電力調達、ガス調達、管理業務を行うことでより削減効果のある料金プランを構築し顧客の電気料金及びガス料金削減の最大化を追求してまいります。

電子機器事業

電子機器事業は、主に中小企業を対象とする電子ブレーカー（コンピューター内蔵式ブレーカー）の製造・販売・設置によるエネルギーコスト削減提案及びコンサルティングを行う事業であります。

電子ブレーカーは、当社の特許技術に基づき、協力会社で製品を製造し、販売・設置を行うファブレス（工場を持たない）メーカーとして事業活動を展開しております。

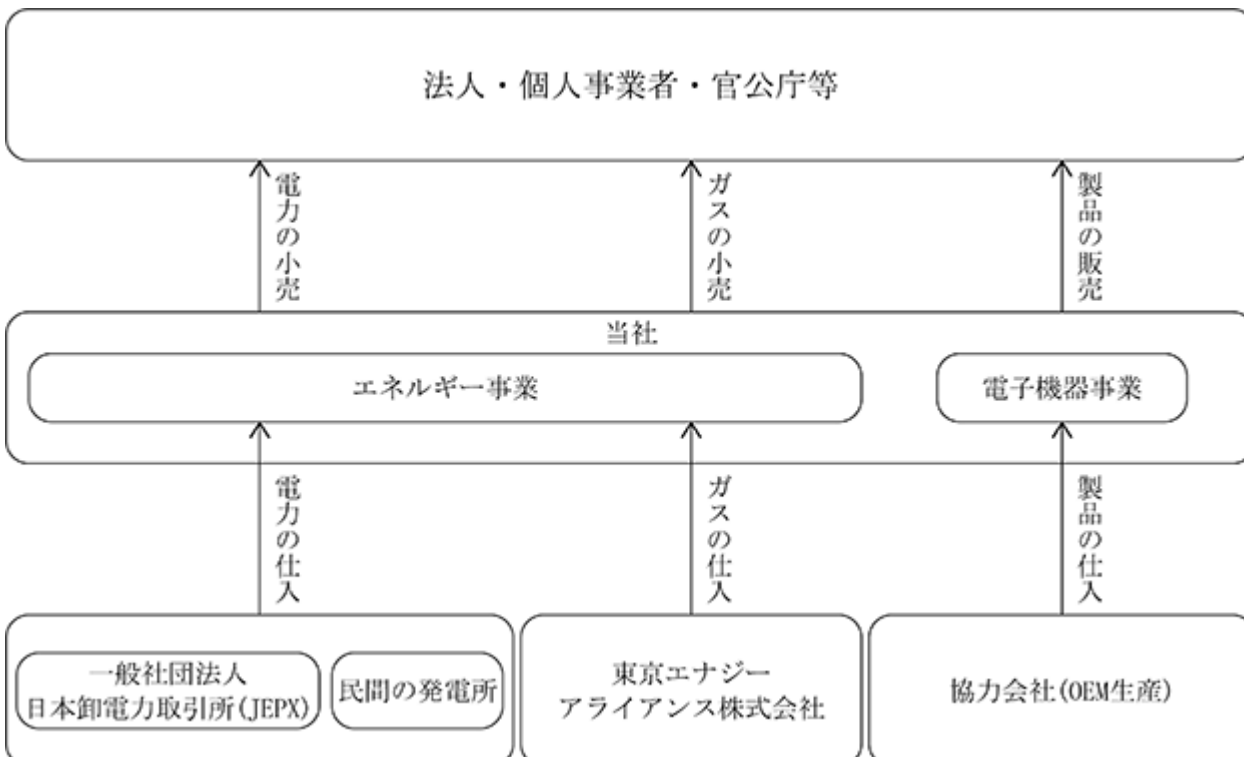
対象となる低圧（契約電力50kW未満）には、基本料金決定方法に負荷設備契約と主開閉器契約の2種類があります。多くの需要家は、所有している設備の容量（kW）の総合計により基本料金を決定する負荷設備契約を結んでおります。しかし、設備の稼働状況に合わせたメインブレーカーの容量によって基本料金を決定する主開閉器契約を選ぶ方が基本料金を安くできるケースが多く、さらに特許を取得している当社の電子ブレーカーは、JIS規格の範囲内で最大まで電気を使用できるようあらかじめプログラムされておりますので、最大限まで契約容量（kW）を下げることにより電気代の基本料金を削減することが可能であります。当社にて電子ブレーカーの販売に伴うリースの事務代行やクレジットの取次から、設置工事に伴う電力会社への申請代行業務までを行うこと、また、取引契約を交わしている販売店へ卸販売することにより、収益を獲得しております。

現在は、リース契約期間が終了する既存顧客に対して、過去に導入していただいた電子ブレーカーと同様の機能を持った新しい電子ブレーカーに入れ替える販売（以下、「リプレイス販売」という）を中心とした営業を行っております。

当事業におきましては、エネルギー事業と同様に1件1件訪問し、お客様と顔を合わせ、当社の提案をしっかりとご理解され契約のお申し込みをいただくという営業を貫いております。

電子機器事業の今後といたしましては、蓄積された営業ノウハウを活かし、顧客の電気料金削減のお手伝いをしてまいります。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
49	36.0	3.9	4,439

セグメントの名称	従業員数(名)
エネルギー事業	32
電子機器事業	7
全社(共通)	10
合計	49

(注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 全社(共通)は、人事・総務、経理及び財務等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「人や仲間が集まり続け 求められ応え続ける会社」を企業理念とし、お客様へエネルギーサービスを提供する企業のひとつとして、市場環境の変化やお客様ニーズに柔軟に対応し、顧客価値の向上を目指します。

また、人と自然とエネルギーが共生する世界を創るため、積極的に取り組みたいと考えます。

(2) 目標とする経営指標

当社は、利益を確保し、自己資本を充実することを経営課題としております。目標とする経営指標として、売上高・営業利益・経常利益の増加を目指してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

エネルギー事業につきましては中間層を中心とした、顧客に直接働きかける営業を行うことで同業他社との差別化を図り、企業ブランドの確立を目指してまいります。

低圧の中でも1件あたりの電気料金が低い一般家庭は、利益幅が小さく、逆に、特別高圧・高圧などの1件あたりの電気料金が大きい大口の客層は、売上ボリュームが大きいですが、解約に至った場合や市場価格高騰の際は、当社の業績への影響が大きくなります。そのため、当社は中間層を中心に営業を行うことで利益率を高め、安定的な利益確保に努めております。また、官公庁などの入札案件にも参加し、落札した顧客へ電力を販売しております。

電子機器事業につきましては、既存顧客のリプレイス販売を中心とした電子プレーカーの販売を行い、売上高の向上を目指してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

人材基盤の強化

当社の現在の事業では、中間層を中心とした顧客に直接働きかける営業形態が主流となっているため営業人員の確保とその育成が重要な課題となっております。

そのため、積極的な採用活動を行うとともに新しい人材を育成する教育制度の整備に努め、さらに、従業員一人ひとりのスキル、知識、意欲の向上により、仕事の生産性・効率性を高め、より一層の従業員の質的向上を図ってまいります。

収益基盤の強化

エネルギー事業につきましては、電力需給契約件数、供給電力量の増大による継続的な収益の確保が重要な課題であると認識しております。

電子機器事業につきましては、既存顧客をターゲットに積極的な販売を行うことによる継続的な収益の確保が重要な課題であると認識しております。

それぞれの事業の既存顧客に互いの商品を提案することで、離反顧客の発生を抑制するとともに、新規契約獲得を促進してまいります。

さらに代理店網を活用し、営業効率向上に向けた支援を強化し、一層の顧客獲得に取り組んでまいります。

コンプライアンス体制の強化

当社は中間層を中心とした販売を行っているため、コンプライアンス体制の強化が重要であると認識しております。そのため、営業社員に対しては、営業マニュアルを作成し、社内研修等を通じてコンプライアンスの強化に努めております。

また、当社は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者該当し、同法による規制の対象となっております。よって、個人情報に係る個人情報保護規程を定め社内教育を通じて周知徹底を行うとともにプライバシーマークの認証を取得しております。

今後におきましても、電気事業法やガス事業法及び関連法規制の遵守はもとより個人情報の管理などに万全の体制を確立することに努めてまいります。

内部統制システムの強化

当社は、新規事業の検討・実施を常に行っていることから、内部統制システムの整備に係る課題が継続的に発生いたします。これらについて、内部監査等を通じて内部統制システムの課題を早期に把握し、対応することに努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末において当社が判断したものであります。

(1) エネルギー業界の動向変化

当社のエネルギー事業の属する電力・ガス・エネルギー業界におきまして2017年4月にはガスの小売が全面自由化され、地域間やエネルギー間の垣根をこえた競争がますます激化するものと見込まれます。

当社では、中間層を中心とした、顧客に直接働きかける営業をおこなうことで同業他社との差別化を図り、提供するサービスにおいても競争力を高めるため、ガスとのセット販売をおこなっております。しかしながら、小売電気事業者及びガス小売事業者の参入増加、当社と同様のサービスを提供する他社との競争激化により、充分な差別化を図れなかった場合、解約数の増加が想定され、顧客数減少によって当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、燃料価格の下落や原子力発電所の稼働の影響などにより、電気料金販売単価及びガス料金販売単価が下落し、当社の提案による顧客の電気料金及びガス料金削減効果が希薄化した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

そのほか、当社は、電気事業法及びガス事業法に基づいた事業を行っております。将来予定されているみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の規制料金撤廃における制度設計等、電気事業法又はガス事業法の改正により受ける影響は多岐に亘ります。当社においては、今後も電気事業及びガス事業を取り巻く環境の変化やエネルギー政策が変更されるものと想定しており、仮に当社が想定しない制度変更等がされる場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 販売電力量、調達価格の変動

販売電力量は、気象や、景気の動向、省エネルギーの進展、技術革新による電気の利用形態の変化及び他事業者等の競争状況等により変動します。これらの影響により当社の販売電力量が減少した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社の小売電気事業は、個人事業主や中小企業等を中心に販売を行っております。顧客に販売する電力は、発電事業者との相対取引、みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）との常時バックアップ、需給管理会社を通じたJEPXからの購入により調達しております。

JEPXにおける取引価格は原油価格、季節や時間帯の電気需要、太陽光発電の稼働状況、原子力発電所の稼働状況等、様々な要因により変動いたします。燃料価格の上昇等によりJEPXとの取引価格が上昇した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、一定量を発電事業者との相対取引で調達することにより、JEPXからの購入による調達価格変動リスクを低減しておりますが、当該相対取引が継続できなかった場合には、JEPXからの購入量が増加し、調達価格の変動リスクが大きく影響する可能性があります。当社の業績及び財政状態に及ぼす影響が大きくなる可能性があります。

なお、当社の顧客への電気の送電は、一般送配電事業者の所有する配電設備を使用しており、託送料金が発生しております。一般送配電事業者の料金改定により託送料金が上昇した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ガス小売における顧客に販売するガスは、ガス会社から購入しておりますが、ガス会社との取引価格が上昇した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 需給バランス調整リスク

当社の小売電気事業は一般送配電事業者の送電ネットワークを介して電力を供給する際に、一般送配電事業者の定める託送供給約款等に基づき、需要想定と実際の需要量をそれぞれ30分毎に一致させる義務（計画値同時同量制度）を負っており、事前に計画した需要量と実際の需要量の差分は、インバランス（料金）として一般送配電事業者との間で精算されます。

当社は、現在小売電気事業における需給管理を外部に委託しております。需給管理において同時同量を達成できない場合にインバランス料金の精算が発生します。従って需給管理が適切に行えず、需給バランス調整に大幅な差異が生じ、インバランス料金が多額に生じた場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、需給管理を委託しております外部事業者の事業継続が困難となった場合、他の外部事業者に委託を予定しておりますが、当該委託事業者の切り替えに時間を要し、インバランス料金が多額に生じた場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4)製品の欠陥によるリスク

当社の電子機器事業につきましては、製品品質の向上を経営の最重要課題のひとつとして認識し、品質保証活動、品質管理活動に努めております。しかし、全ての製品に欠陥がなく、将来的に品質保証による損失が発生しないという保証はありません。製造物責任賠償につきましては、生産物賠償責任保険に加入しておりますが、当該保険が最終的に負担する賠償額を十分にまかなえるという保証はありませんので、大規模な製品品質保証上の問題や製造物責任賠償につながるような製品の欠陥等があった場合、多額のコストの発生により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)人員の確保

当社の現在の各事業では、中間層を中心とした顧客に直接働きかける営業形態が主流となっております。そのため、確保する人員数に応じて、適宜、求人活動を行っているほか、離職率低減を目的とした、社内アンケートの実施等により職場環境を向上するための取り組みを行っております。しかしながら、当社の営業に必要な人員を確保できない場合、目標とする売上高が達成できないことにより当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)信用リスク

当社は、電子機器事業における電子ブレーカーの販売については、業務提携しているリース会社に対し商品を販売しリース会社より顧客へ商品をリース供与する販売方法やクレジット会社による顧客への信用供与と現金販売による顧客への商品提供を行っております。

従って、当社が顧客の信用リスクにより直接影響を受ける度合いは限定されますが、当該顧客の信用状態が悪化し、リース及びクレジット債務支払いの延滞事例が増加した場合や、リース会社及びクレジット会社（以下、リース会社等という。）に対する業法上の規制強化等がなされた場合には、リース会社等の顧客に対する与信承認率の低下を通じて、当社の電子機器事業の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、エネルギー事業における顧客の多くは大口と一般家庭との中間である個人事業主や中小企業であります。

従って、経済情勢の変化等により、これらの顧客の信用状況が悪化した場合には、代金の未回収が増加し、当社のエネルギー事業の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7)災害等による影響

当社は、関西を中心に全国で販売活動を行っております。

当社の本社及び主に販売活動を行っている関西を中心とした地域は南海トラフ巨大地震の被害想定範囲に属しており、当該地震が発生した場合、大規模な被害が予想されます。当社は、将来予測される大規模地震の発生に備え対策を講じておりますが、その対応には限界があります。大規模地震が発生した場合には、一時的に販売活動が停止する可能性があるとともに、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8)法的規制等

当社は、事業活動を行う上で、事業の許認可等のさまざまな公的規制の適用を受けるとともに、特定商取引法、消費者契約法、製造物責任法（PL法）、電気事業法、ガス事業法、個人情報保護法等の法的規制を受けております。当社は、これらの法令を遵守するため、コンプライアンスや営業マニュアル等の研修を徹底しているほか、社内及び顧問弁護士等を通じて、法改正の情報を入手できる体制を整えています。また、代理店におきましても定期的な訪問や研修を行っており、当社の従業員及び代理店において法令に違反する行為を行わないよう遵守に努めておりますが、当該法令に抵触した場合、社会的信用の低下、業務の改善指示や停止命令等の行政処分、適切な対応を行うためのコスト負担、損害賠償請求等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、前述の取り組みにより法令遵守に努めておりますが、当社において不適切な行為が行われた場合や同業他社の電話営業やその他の販売方法により、法令違反や行政処分等の事象の発生やクレーム等の発生によりネガティブな報道が行われた場合やSNSで情報が拡散される等の風評が立った場合、業界全体のイメージダウンにつながり、受注契約数が減少して想定通りの売上を獲得できなくなる等、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、エネルギー事業のうち小売電気を行うにあたり、当社が取得している以下の許認可(登録)等につき、当事業年度末において、事業主として欠格事由及びこれらの許認可(登録)の取消事由に該当する事実はないことを認識しておりますが、今後、欠格事由又は取消事由に該当する事実が発生し、許認可(登録)取消等の事態が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	許認可登録番号	有効期限	関係法令	許認可等の取消事由
小売電気事業を営もうとする者の登録	経済産業大臣登録番号(A0281)		電気事業法	電気事業法第二条の九

(9) 基幹ITシステムの停止等

当社は、エネルギー事業において顧客管理及び販売管理にITシステムを使用しております。

当該基幹的なITシステムにおいて顧客別の請求金額の確定及び請求書の発行を行っているため、バックアップの実施、障害管理、ウイルス対策、ユーザ認証手続、不正アクセス防止等、ITシステムの停止や誤作動の発生を防ぐ対策を実施しております。

しかし、基幹的なITシステムの停止及び誤動作があった場合、顧客への請求が適切に行えず、業務の停滞を招く可能性があります。これらの事象が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新規事業に関するリスク

当社は、今後も継続的な成長を維持するため、新規事業等の展開と推進に取り組んでまいります。しかし、新規事業等を展開・推進する過程におきましては、急激な市場環境の変化や想定外のリスクが発生する可能性があります。これらにより当初計画を達成できない場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 大株主について

当社の代表取締役社長である濱田幸一は、当社の大株主であり、当事業年度末において発行済株式総数の66.4%を所有しております。

同人は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

当社と致しましても、同人は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である同人の株式が減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) コロナウイルスが事業活動に及ぼす影響について

新型コロナウイルス感染の影響が長期化した場合、経済活動の停滞によって電力需要全体が低迷する可能性があります。当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の従業員等に罹患者が発生した場合には、受注契約数が減少して想定通りの売上を獲得できなくなる等、当社において事業の停滞を招く可能性があります。当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

第20期事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の抑え込みを図るため、ワクチン接種が進み、経済活動の回復が期待される中で、変異型ウイルスによる感染拡大の懸念や、一部地域でのたび重なる緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令され、国内景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しており、いまだ予断を許さない状況となっております。

エネルギー事業及び電子機器事業におきましては、事業年度を通じて緊急事態宣言等の影響による電力需要の減少が続いており、厳しい状況にありました。

このような環境のもと、当社は、『人や仲間が集まり続け 求められ応え続ける会社』という理念のもと、脱炭素社会実現への取り組みとして再生可能エネルギー開発への投資やSDGsに関する企画への参画を行う等、中長期的な成長を視野に見据え事業活動を行ってまいりました。

以上の結果、当事業年度における当社の業績は、売上高は3,754百万円（前期比2.5%増）、営業利益は180百万円（前期比66.9%減）、経常利益は183百万円（前期比66.6%減）、当期純利益は124百万円（前期比66.7%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（エネルギー事業）

エネルギー事業におきましては、売上を継続的に獲得できる基盤作りを目指して、電子機器事業のノウハウを活かし、個人事業主や中小企業を中心とした営業活動の結果、電気及びガス契約の獲得数を伸ばしております。

一方で、2020年12月中旬から2021年1月下旬まで発生した、日本卸電力取引所の取引価格高騰により、電力仕入調達価格の上昇及びこれに起因する2021年1月分の不足インバランス料金の想定以上の高騰が発生し、エネルギー事業の業績に影響を与えております。今後、相対取引の調達割合を増加させる等の対策を強化してまいります。

これらの結果、売上高は3,524百万円（前期比3.4%増）、営業利益は378百万円（前期比47.9%減）となりました。

（電子機器事業）

電子機器事業におきましては、既存顧客のリースアップに伴うリプレイス販売を中心とした営業活動の結果、売上高は229百万円（前期比9.8%減）、営業利益は99百万円（前期比12.4%減）となりました。

（資産）

当事業年度末における資産は、前事業年度末に比べ132百万円増加し、1,593百万円となりました。

主な要因は、売掛金が57百万円、前渡金が43百万円、建設仮勘定が141百万円、差入保証金が182百万円増加したものの、現金及び預金が305百万円減少したこと等によるものです。

（負債）

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ175百万円減少し、600百万円となりました。

主な要因は、買掛金が89百万円増加したものの、未払金が15百万円、未払法人税等が99百万円、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が79百万円、流動負債のその他に含まれる未払消費税等が65百万円減少したこと等によるものです。

（純資産）

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ307百万円増加し、993百万円となりました。

主な要因は、資本金が57百万円、資本剰余金が123百万円、利益剰余金が124百万円増加したこと等によるものです。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は415百万円と前事業年度末と比べ305百万円の減少となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は212百万円(前年同期は566百万円の資金の増加)となりました。

これは主に、仕入債務の増加(資金の増加)89百万円、税引前当期純利益183百万円の増加要因がありますが、売上債権の増加(資金の減少)57百万円、差入保証金の増加(資金の減少)128百万円、未払消費税等の減少(資金の減少)74百万円、法人税等の支払162百万円等の減少要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、196百万円(前年同期は4百万円の資金の減少)となりました。

これは主に、有形固定資産の取得141百万円、差入保証金の差入53百万円等の減少要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、102百万円(前年同期は176百万円の資金の減少)となりました。

これは主に、長期借入金の返済179百万円等の減少要因がありますが、長期借入金の借入100百万円、株式の発行による収入115百万円、自己株式の処分による収入67百万円等の増加要因によるものであります。

生産、受注、仕入及び販売の実績

a. 生産実績

当事業年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
電子機器事業	53,236	3.7
合計	53,236	3.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当社は、需要予測に基づく見込生産を行っているため、該当事項はありません。

c. 仕入実績

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
エネルギー事業	2,846,140	20.2
合計	2,846,140	20.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

d. 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
エネルギー事業	3,524,279	3.4
電子機器事業	229,808	9.8
合計	3,754,088	2.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者は、債権、繰延税金資産の回収可能性、引当金等に関する見積り及び判断について、継続して評価を行っており、過去の実績や状況に応じて合理的と思われる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っております。また、その結果は資産・負債の簿価及び収益・費用の報告数字についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(営業利益)

〔エネルギー事業〕

収入面では、中間層を中心とした営業に注力し、堅調に契約獲得数を伸ばしたことなどから、外部顧客への売上高は3,524百万円と、前事業年度に比べて115百万円の増収(前期比3.4%増)となりました。

一方、支出面では、日本電力卸取引所の調達価格高騰による影響から、営業費用が増加しました。

この結果、営業利益は378百万円と、前事業年度に比べて348百万円の減益(前期比47.9%減)となりました。

〔電子機器事業〕

収入面では、既存顧客のリプレイス販売を中心とした営業を行いました。外部顧客への売上高は229百万円と、前事業年度に比べて24百万円の減収(前期比9.8%減)となりました。

一方、支出面では、諸経費の節減に努めたことなどから、営業費用が減少しました。

この結果、営業利益は99百万円と、前事業年度に比べて14百万円の減益(前期比12.4%減)となりました。

(経常利益)

営業外収益は、助成金収入がありましたが前事業年度に比べて3百万円減収(前期比45.8%減)の4百万円となりました。

営業外費用は、長期借入金の圧縮を行ったこと等により支払利息が減少したことなどから前事業年度に比べて3百万円減少(前期比64.6%減)し、1百万円となりました。

この結果、経常利益は183百万円と前事業年度に比べて365百万円の減益(前期比66.6%減)となりました。

(当期純利益)

税引前当期純利益は、183百万円となりました。ここから法人税等合計を差し引きした当期純利益は124百万円となり、前事業年度に比べて249百万円の減益(前期比66.7%減)となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営に重要な影響を与える可能性のある要因については、「第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載のとおり認識しており、これらのリスクについては発生の回避に、又は発生した場合の対応に万全を期すべくリスク管理に努めてまいります。

資本の財源及び資金の流動性

当社は、主に営業活動によるキャッシュ・フローを財源として企業活動を行っております。また、安定的な資金確保のため金融機関から長期借入金を調達しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 業務代行業者先との電力需給管理業務及び日本卸電力取引所(JEPX)での電力調達代行契約

当社は、業務代行先との間で市場からの電力仕入の調達代行について申合書を締結しております。

おおむね、以下の内容について契約を定めております。

- ・相手先の名称：パワーネクスト株式会社
- ・1年間の契約期間(自動更新の条項)
- ・調達電力量の増加にあたる預託金納付の必要
- ・スポット市場と時間前市場の調達基準
- ・約定料金の単価と算定式
- ・約定料金の支払方法と支払遅延金額の算定式

(2) 小口向けガス販売におけるガス需給に関する基本契約

当社は、一般ガス導管事業者の供給区域での当社の小口向けガス販売におけるガスの需給に関し、東京エナジーアライアンス株式会社と基本契約を締結しております。

おおむね、以下の内容について契約を定めております。

- ・相手先の名称：東京エナジーアライアンス株式会社
- ・契約期間
東京ガスエリア：2019年10月1日から2024年3月31日まで
大阪ガスエリア：2019年10月1日から2023年3月31日まで
- ・使用量の計量方法
- ・需給料金の単価と算定式
- ・需給料金の支払方法と支払遅延金額の算定式
- ・契約年間引取量未達補償料及び需給契約の解約に伴う契約中途解除補償料の算定式

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は142百万円であります。

その主なものとしては、エネルギー事業における、風力発電設備の建設費用131百万円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

2021年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (大阪市北区)		本社機能	2,913	13	214	3,140	10
本社 (大阪市北区)	エネルギー事業	ソフトウェア		5,027		5,027	32
本社 (大阪市北区)	電子機器事業	販売業務設備					7

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、工具、器具及び備品の合計であります。

4. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃貸料は15,451千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における主な設備計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

2021年7月31日現在において、主な新設の設備計画は次のとおりです。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	設備予算額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
愛媛県西宇和郡 ウィンドファーム (愛媛県西宇和郡 伊方町)	エネ ル ギ ー 事 業	風力発電設備	199,200	131,500	自己資金	2021年 5月	2021年 11月	(注)

(注) 完成後の増加能力は、発電量で46万kWh/年の増加を想定しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年10月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,059,200	3,059,200	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式は100株であります。
計	3,059,200	3,059,200		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年2月28日 (注)1	970,056	972,000		84,600		12,600
2017年2月28日 (注)2	26,500	998,500	2,650	87,250		12,600
2020年6月24日 (注)3	1,997,000	2,995,500		87,250		12,600
2020年10月16日 (注)4	17,800	3,013,300	16,130	103,380	16,130	28,730
2020年11月17日 (注)5	45,900	3,059,200	41,594	144,974	41,594	70,324

(注)1. 株式分割(1:500)によるものであります。

2. 有償第三者割当 発行価格100円 資本組入額100円

主な割当先 当社取締役及び従業員、取締役親族13名

3. 株式分割(1:3)によるものであります。

4. 2020年10月15日を払込期日とする有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)により発行済み株式総数が17,800株、資本金及び資本準備金はそれぞれ16,130千円増加しております。

発行価額 1,812.40円

資本組入額 906.20円

払込金総額 32,260千円

5. 2020年11月17日を払込期日とする有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)により、発行済株式総数が45,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ41,594千円増加しております。

発行価額 1,812.40円

資本組入額 906.20円

払込金総額 83,189千円

割当先 みずほ証券株式会社

(5) 【所有者別状況】

2021年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		2	18	28	11		998	1,057	
所有株式数 (単元)		39	347	519	912		28,766	30,583	
所有株式数 の割合(%)		0.13	1.13	1.70	2.98		94.06	100.00	

(注) 自己株式21株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
瀧田 幸一	兵庫県伊丹市	2,031,900	66.4
坂本 守孝	兵庫県神戸市東灘区	88,000	2.9
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMS RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	25 BANK STREET, CANARY WHARF LONDON E14 5JP UK (東京都新宿区6丁目27番30号)	81,200	2.7
浅原 香織	大阪府大阪市西区	75,000	2.5
一氏 亮佑	大阪府寝屋川市	51,000	1.7
西村 雄治	京都府京都市山科区	36,000	1.2
松田 ありさ	大阪府大阪市淀川区	33,000	1.1
藤山 勝敏	京都府木津川市	30,000	1.0
星名 敏雄	大阪府大阪市淀川区	25,000	0.8
瀧田 勝	兵庫県明石市	22,500	0.7
計		2,473,600	80.9

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,058,300	30,583	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	900		
発行済株式総数	3,059,200		
総株主の議決権		30,583	

(注) 「単元未満株式」には当社保有の自己株式21株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(2019年10月25日)での決議状況 (取得期間2019年10月25日～2020年10月24日)	50,000	16,000,000
当事業年度前における取得自己株式	400	128,000
当事業年度における取得自己株式		
残存授權株式の総数及び価額の総額	49,600	15,872,000
当事業年度の末日現在の 未行使割合(%)	99.2	99.2
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	99.2	99.2

(注) 2020年6月24日付けで普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、株式数に記載している事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	21	81,795
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年10月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	37,200	67,421,280		
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	21		21	

(注) 当期間における保有自己株式には、2021年10月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行なうことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、別段の定めがある場合を除き、取締役会の決定により定めることができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年10月28日 定時株主総会決議	131	43.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要事項のひとつととらえ、企業価値の最大化を目指して事業を展開しております。お客様、株主、取引先、社会、従業員等の多様なステークホルダーから信頼を得ることが大切であると考え、社内の論理だけで経営が行われないう、取締役の1/3以上を社外取締役としており、客観的、大局的に企業価値の向上という観点から経営の監督並びに助言を積極的にいただいております。また、コンプライアンス遵守体制、迅速な意思決定・業務執行体制及び適正な監督・監視体制を構築することにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、これを推進してまいります。

当社は、2018年10月25日開催の第17期定時株主総会の決議に基づき、監査役協議会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めてまいります。

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、取締役による迅速かつ的確な意思決定が行える体制と同時に業務執行の状況が監督できる体制が重要と考えており、取締役会は実質的な審議を行うことができる適切な規模とし、また、監査等委員会設置会社により、経営監視機能の面で十分な透明性と適法性が確保されると判断しているため、当該体制を採用しております。

取締役会は、毎月1回開催することを原則とし、公正で透明性の高い経営を実現するために、「取締役会規則」に則し、業務執行に係る重要な意思決定は取締役会で十分な検討を加え審議することで、代表取締役並びに業務担当取締役の業務執行に関する監督、監視機能を有効に機能させております。取締役会は、代表取締役社長 瀧田幸一を議長として、取締役 一氏亮佑、取締役 松田ありさ、社外取締役 坂本守孝、社外取締役 畑山佳之、社外取締役 白川功の6名で構成されております。

監査等委員会は、取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監査するとともに、監査等委員会を原則毎月開催し、策定した監査計画に基づき、当社の内部統制システムの機能状況及び監査結果について審議しております。

監査等委員である取締役は取締役会に出席するほか、取締役の業務執行状況及び業務や財政状態等の調査を行い、また、監査等委員である社外取締役については、その知見及び社会的立場から、高い独立性を有すると判断しております。監査等委員会は、社外取締役 坂本守孝を委員長として、社外取締役 畑山佳之、社外取締役 白川功の3名で構成されております。

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室（1名）を設置しております。監査等委員及び会計監査人との連携のもと、内部監査計画書に基づき業務執行の適法かつ適正・合理的な遂行状況について監査を行い、内部監査結果については、代表取締役社長に報告するとともに、各部門に対して問題点の指摘・改善提案とそのフォローアップを行っております。また、重要事項については取締役会へ報告するものとしております。

会計監査人として、仰星監査法人と監査契約を締結しております。独立の立場から会計監査を受けており、定期的な監査のほか、会計上の論点については適宜連携して適切な会計処理に努めております。

当社は経営会議を設置しております。経営会議は、監査等委員を除く常勤取締役、監査等委員長、各部門長及び内部監査室長で構成され、原則毎月開催し、経営に関する重要事項の協議及び報告を行っております。

当社は、経営管理組織として「取締役会（毎月）」「監査等委員会（毎月）」「経営会議（毎月）」を設置しているほか、「営業会議（月に1回以上）」を行うなど、それぞれの決定や協議に基づき業務執行を行う体制を採っております。

内部統制に関する組織活動としては、社内でのコンプライアンス体制と密接な関係があると考えており企業倫理意識の向上及び法令遵守のためリスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会を設置し、当該委員会を定期的（四半期に1回）に開催し、法令、社会ルールの遵守と企業倫理の確立を図っております。また、内部統制の確保及びリスクの低減に向けた全社横断的な活動を実施するほか、コンプライアンス規程、リスク管理規程、重要情報の管理及び株券等の内部者取引防止に関する規程等の社内規則・運用基準を整備・運用しております。さらに、これに反する行為等を早期に発見し是正するために公益通報者保護規程を定め、コンプライアンスに関する問題が生じた場合、相談窓口及び通報窓口、電話・電子メール・FAX・書面・面会等により、匿名でも通報できる体制を整えると同時に、通報した者に対する不利益な取扱いを防止し、公正性の確保に努めております。リスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会は、管理部長を委員長とし、取締役及び委員長が指名した者を委員として構成されております。

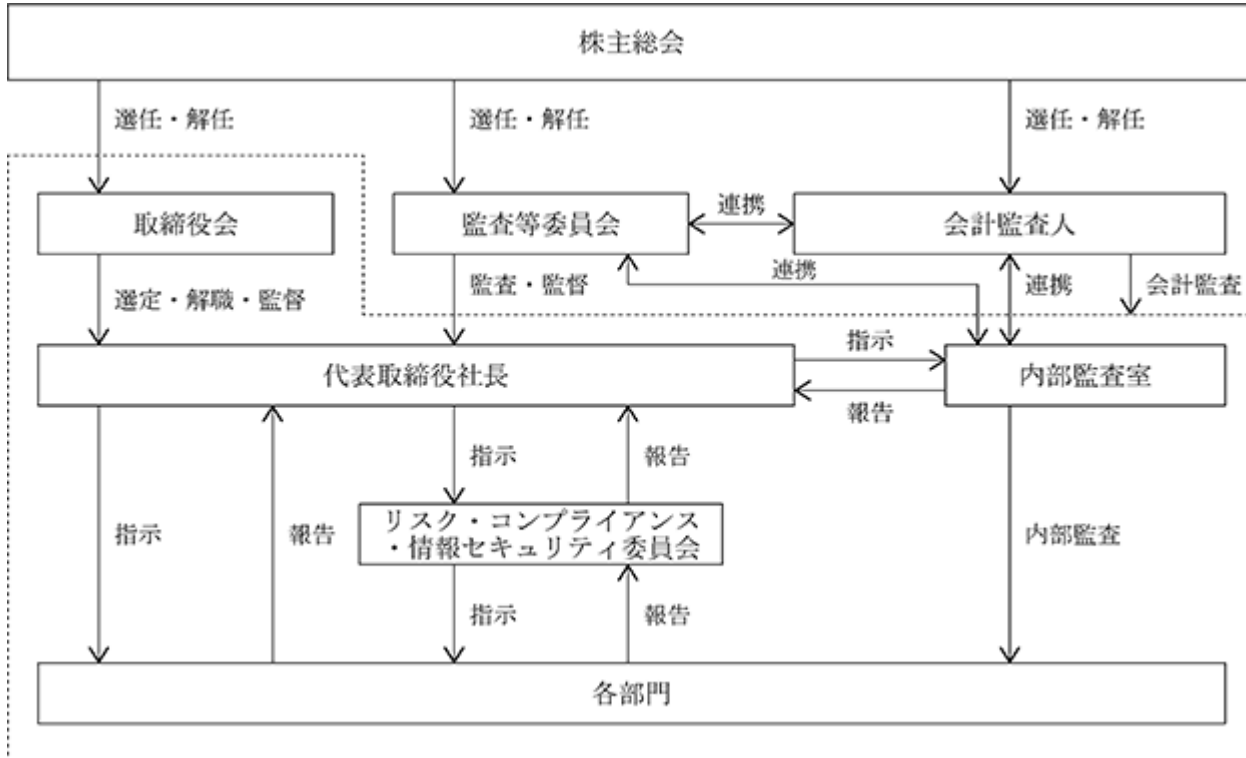
当社のリスク管理体制は、エネルギー事業及び電子機器事業に関するリスクについては営業部が、財務、人事及び災害等に関するリスクについては管理部が、社内外で発生した様々なリスクへの対応と再発防止に努めるとも

に、担当取締役を通じて代表取締役社長に報告され、また経営に影響を与えるリスクについては、取締役会に報告される体制を整備しております。

以上のように、当社は、各会による業務執行の監督及び監査の体制、各会議体によるスピーディーな意思決定と業務実施状況をレビューする体制、内部統制に関する体制等を網羅的に整備・運用することで、より高いコーポレート・ガバナンスの確立をめざすことを目的としております。

会社の機関・内部統制に関する概略図

会社の業務執行・監査・内部統制の概要は以下のとおりであります。



□ 内部統制システムの整備状況

会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり取締役会において決議しております。

「内部統制システム基本方針」

）当社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を当社の役員及び使用人が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。リスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会を設置し、必要に応じて当社における法令、定款、社内規則、企業倫理及び社会倫理の遵守状況の確認と問題の指摘及び改善の提案を行い、リスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会に報告する。公益通報者保護規程に基づき通報者に不利益がおよばない内部通報体制を整え、リスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会が掌握して運用する。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する。

）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録する。その取扱いは社内管理規程により適切に保存管理し、取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、災害等に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき対処し、最高責任者は代表取締役社長とし、担当役員、部門の長が当社の危機管理の対応にあたるものとする。また、リスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会を設置し、当社全体のリスクマネジメントに係る方針、施策、規程等の策定・整備、リスク管理状況の把握、リスクマネジメントに関する指導監督を実施する。部門で対応できない事項または重大性・緊急性のある事項についてはリスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会に報告し、全社的・組織横断的なリスク状況の監視及び対応を行うよう努める。

）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は事業計画を定め、年度の経営方針を策定することで取締役、使用人が共有する全社的な目標を明確化する。また、取締役会では業務担当取締役は全社的な目標に対する月次の業績報告及びその内容についての要因分析とその改善策等を報告する。

リスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会は必要に応じて随時開催し、階層に応じた進捗状況をレビューし、情報を共有化して協議し改善を促す。

日常の業務執行については、職務権限規程に基づく職務分掌による権限配分・委譲により意思決定の迅速化を図るものとする。

）当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（１）当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置く。補助使用人は兼務も可能とするが、当該職務を遂行する場合には取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は受けないものとする。

（２）当社が監査等委員会補助者を設置した場合は、監査等委員会補助者の人事考課は監査等委員会の同意を要し、監査等委員会補助者の人事に関する事項等については監査等委員会の同意を得るものとする。また、監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に従うことを要し、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象とする。

) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
（１）当社の監査等委員は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会ほか重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は、監査に必要な書類等を閲覧し、また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人にその説明を求める。
（２）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、会社の業務や業績等に影響を及ぼす重要な事項を報告する。
（３）当社は、上記の報告を行った取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止します。

) その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役社長との定期的な意見交換により相互の意思疎通を図るとともに内部監査部門や会計監査人とも情報交換を行う等の緊密な連携を図る。

) 財務報告に係る内部統制の強化
当社が継続的に成長可能な企業体質を確立するため、財務報告に係る内部統制の強化が重要な課題と認識している。
業務の有効性及び効率性を高めるべく、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を推進する。また、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の運用・評価を継続的に行うことで、経営の公正性・透明性の確保に努めるとともに、当社の業績管理体制を確立し、さらなる内部統制の強化に努める。

) 反社会的勢力の排除に関する体制
当社の役員及び従業員は、反社会的勢力及び団体とは毅然たる態度で対応する。
当社の役員及び従業員は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず反社会的勢力に対し経済的利益を含む一切の利益を供与しない。
これらを受け、当社の入社時研修やリスク・コンプライアンス・情報セキュリティ委員会などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図る。
また、大阪府暴力追放推進センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報を共有する。
当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力排除規程」、「反社会的勢力排除マニュアル」及び「反社会的勢力対応の手引き」に制定し、所管部署は管理部として、運用を行う。具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前チェックを行う。継続的取引先についても、毎年７月には一定の条件を満たす取引先のみを抜粋し調査を行う。また、取引先との間で締結する契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでいる。
なお、所轄警察署や暴力追放推進センターとの関係を強化するべく、反社会的勢力統括責任者を選任・配置している。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

取締役の定数

当社の取締役は、監査等委員を除く取締役を10名以内、監査等委員を5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を図るため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	瀧田 幸一	1970年11月20日	1999年4月 2001年3月 2002年7月 2003年10月	(株)アイディック入社 (有)西日本ネオ設立(2006年 2月閉鎖) 代表取締役就任 当社設立 代表取締役社長就任(現) (有)リアリアル設立(2006 年7月閉鎖) 代表取締役就任	(注) 2	2,031,900
取締役 営業部長	一氏 亮佑	1978年3月17日	2007年11月 2008年5月 2016年10月 2019年6月 2020年2月	(有)ライフリンクス入社 当社入社 取締役営業部長就任 取締役第一営業部長就任 取締役営業部長就任(現)	(注) 2	51,000
取締役	松田 ありさ	1976年2月6日	2001年5月 2012年10月 2016年12月 2021年10月	(株)コスモテレコム入社 当社入社 内部監査室長就任 取締役就任(現)	(注) 2	33,000
取締役 監査等委員	坂本 守孝	1970年7月16日	1998年11月 2007年4月 2007年6月 2007年7月 2007年11月 2011年4月 2011年7月 2012年12月 2016年9月 2017年4月 2018年10月	朝日監査法人(現 有限責 任あずさ監査法人)入所 (株)OSGコーポレーション 監査役就任 坂本会計事務所開業(現) 当社取締役就任 (株)アライブコンサルティング 設立 代表取締役社長就任(現) (株)ベルインシュアランス 取締役就任(現) 鷹羽産業(株) 取締役就任 (株)記帳代行ファクトリー設 立 代表取締役就任(現) ゲノムアール(株) 取締役就 任(現) (株)OSGコーポレーショ ン 取締役(監査等委員) 就任 当社取締役(監査等委員) 就任(現)	(注) 3	88,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	畑山 佳之	1970年 8 月 3 日	1995年 4 月 (株)曹操 入社 2000年 4 月 (株)イーサーブ 入社 2002年 3 月 不二精機(株) 監査役就任 2008年 5 月 (株)スベック 監査役就任 (現) 2011年11月 畑山佳之税理士事務所開業 (現) 2013年 2 月 アドバンス(株)設立 代表取締役就任(現) 2017年 6 月 NPO法人ハートフレン ド 監事就任(現) 2018年 6 月 NPO法人子どもデザイン 教室 監事就任(現) 2018年 6 月 NPO法人にしよどニコ ネット 監事就任(現) 2018年 7 月 カーフ(株) 監査役就任 (現) 2019年 1 月 当社 取締役(監査等委 員)就任(現)	(注) 3	
取締役 監査等委員	白川 功	1939年 9 月12日	1968年 4 月 大阪大学助手 1973年 1 月 大阪大学助教授 1987年 4 月 大阪大学教授 2002年10月 富山県立大学客員教授就任 2003年 4 月 大阪大学名誉教授(現) 2003年 5 月 (株)白川アソシエイツ設立 代表取締役就任(現) 2004年 4 月 兵庫県立大学教授 2005年 4 月 篠原電機(株) 顧問就任 (現) 2010年 4 月 兵庫県立大学名誉教授就任 (現) 2010年 4 月 兵庫県立大学特任教授就任 (現) 2011年 1 月 当社取締役就任(現) 2014年 4 月 (株)モリタホールディング ス 顧問就任(現) 2017年 7 月 (株)ソリトンシステムズ 顧 問就任(現) 2018年10月 当社取締役(監査等委員) 就任(現) 2018年12月 特定非営利活動法人 新共創 産業技術支援機構 理事長 就任(現)	(注) 3	15,000
計					2,218,900

- (注) 1. 取締役 坂本守孝、畑山佳之及び白川功は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、2021年7月期に係る定時株主総会の終結の時から2022年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役(監査等委員)の任期は、2020年7月期に係る定時株主総会の終結の時から2022年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
監査等委員会は、監査等委員長である常勤取締役坂本守孝、監査等委員である社外取締役畑山佳之、白川功の計3名で構成されています。

社外役員の状況

当社は、社外取締役を3名選任しております。当社では社外取締役を選任することにより経営の透明性、客観性の維持・向上を図り、経営の監視機能を強化することが出来るものと考えております。

社外取締役である坂本守孝氏は、会計事務所及び財務コンサルティング・上場準備・M&A・事業承継等のコンサルタント事業をしており、また監査法人での勤務経験もあり豊富な知識を有しております。同氏と当社の資本的関係として当社の株式88,000株を保有している他は、人的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、会社財務に精通しており、会社経営に関する十分な見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。

社外取締役である畑山佳之氏は、税理士事務所の代表をしております。同氏と当社は資本的関係、人的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は税理士として会社税務に精通しており、会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。

社外取締役である白川功氏は、長年にわたる大学教授の経験及び各方面における理事長やセンター長並びに他の企業の役員としての経験を有しております。同氏と当社の資本的関係として当社の株式15,000株を保有している他は、人的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、大学の教授の他、裁判所の専門員や協会の理事長、他社の取締役や顧問を務めるなどの優れた見識と豊富な経験を生かし、客観的立場から当社の経営に関する適切な助言を行うことを期待しており、社外取締役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。

当社では、東京証券取引所が規定する独立性基準に準じ、社外役員の独立性判断基準を定めており、本基準に合致する者を、一般株主との利益相反が生じる属性等を有していない独立役員として届け出ることとしております。

社外取締役である坂本守孝氏、畑山佳之氏、並びに白川功氏は、いずれも社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は社外取締役全員を独立役員として選任し、経営の監視機能の強化を図っております。

社外取締役による監督と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役全員を監査等委員として選任しております。当社の内部監査の組織といたしましては、内部監査室(1名)を独立した組織とし財務報告に係る内部統制の運用評価を含め機能強化に努めております。また、監査等委員会監査は、監査等委員が取締役会に出席するほか、取締役の業務執行状況、財務状況などを監査しております。監査体制につきましては、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、内部統制のより一層の充実を目指しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会は、監査等委員3名（うち社外取締役3名）で構成されております。監査等委員である坂本守孝氏は、会計事務所及び財務コンサルティング・上場準備・M&A・事業承継等のコンサルタント事業をしており、また監査法人での勤務経験もあり豊富な知識を有しております。監査等委員である畑山佳之氏は、税理士事務所の代表をしており、豊富な知識を有しております。監査等委員は、取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監査するとともに、監査等委員会を毎月1回以上開催し、策定した監査計画に基づき、当社の内部統制システムの機能状況及び監査結果について審議しております。

当事業年度において当社は、監査等委員会を原則毎月開催しており、個々の監査等委員会の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
坂本 守孝	14回	14回
畑山 佳之	14回	14回
白川 功	14回	14回

監査等委員会における主な検討事項として、監査計画及び業務分担、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及びその結果の相当性等であります。

また、常勤の監査等委員の活動として、監査等委員会で定めた監査計画に基づき経営会議等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、重要書類の閲覧、会計監査人からの監査の実施状況・結果報告の確認を行っております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査室（1名）を独立した組織とし財務報告に係る内部統制の運用評価を含め機能強化に努めております。内部監査室は、監査方針・計画を代表取締役社長及び監査等委員会に報告するとともに、適宜コンプライアンスやリスク管理等の内部統制システムの実施状況の報告をするなどの連携を保ち、効率的な監査に努めております。会計監査人とは定期的に監査体制、監査計画及び監査実施状況等について意見交換を行うなど適宜連携をとっております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

仰星監査法人

b 継続監査期間

4年

c 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 寺本 悟

業務執行社員 俣野 朋子

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他1名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人について、当社の規模・業務の特性、監査法人の実績等の要素を勘案して適切に決定することとしております。仰星監査法人から課題や改善提案に関する的確な指導をしていただき、検討を行った結果、仰星監査法人との監査契約を締結しました。

f 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査等委員会は、監査法人と定期的に監査体制、監査計画及び監査実施状況等について意見交換を行うなど適宜連携をとり、必要に応じて監査法人の監査の実施経過について適宜報告を受けることによって、課題や改善提案に関する的確な指導をいただいているかにより行っております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
7,392		17,400	1,500

当社における非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a．を除く）

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数・当社の規模・当社の業務の特性等の要素を勘案して適切に決定することとしております。

e 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査日数・当社の規模・当社の業務の特性等の要素を勘案して監査報酬額が適切であると判断したからであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役及び社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬額を与える時期又は条件の決定に関する方針含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。

d. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬の額は、取締役会により一任された代表取締役社長濱田幸一が決定しております。代表取締役社長に委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を、総合的・客観的に判断し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためです。また、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役間の協議により決定することとしております。

なお、取締役の報酬限度額は、2018年10月25日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額200,000千円以内、監査等委員である取締役は年額50,000千円以内と決議しております（同定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は4名）。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	103,572	103,572			3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)					
社外役員	21,285	21,285			3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、株主総会において承認された取締役の報酬総額の範囲内で、2020年10月の取締役会にて各取締役の報酬額を決定しています。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者

当社の役員報酬等について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役のそれぞれに対し、株主総会決議により報酬等の限度額の範囲内において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の決議により決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年8月1日から2021年7月31日まで)の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について、的確に対応することができる体制を整備するために、監査法人等の専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	720,813	415,142
売掛金	644,332	702,323
たな卸資産	1 6,377	1 4,952
前渡金		43,140
前払費用	12,818	15,942
その他	3,738	17,272
貸倒引当金	2,061	3,511
流動資産合計	1,386,017	1,195,262
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,133	8,133
減価償却累計額	4,727	5,220
建物(純額)	3,405	2,913
車両運搬具	185	
減価償却累計額	142	
車両運搬具(純額)	42	
工具、器具及び備品	1,699	1,699
減価償却累計額	1,332	1,484
工具、器具及び備品(純額)	366	214
建設仮勘定		141,400
有形固定資産合計	3,814	144,527
無形固定資産		
ソフトウェア	6,448	5,040
その他	45	45
無形固定資産合計	6,493	5,085
投資その他の資産		
出資金	340	340
差入保証金	52,412	234,676
繰延税金資産	7,036	10,326
その他	11,340	12,832
貸倒引当金	6,541	9,710
投資その他の資産合計	64,588	248,465
固定資産合計	74,896	398,078
資産合計	1,460,914	1,593,341

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	221,265	311,166
1年内返済予定の長期借入金	79,324	24,440
未払金	26,479	11,095
未払費用	26,153	30,489
未払法人税等	141,425	41,639
預り金	105,875	99,437
賞与引当金	10,438	8,463
その他	65,862	5
流動負債合計	676,823	526,735
固定負債		
長期借入金	98,442	73,339
固定負債合計	98,442	73,339
負債合計	775,265	600,074
純資産の部		
株主資本		
資本金	87,250	144,974
資本剰余金		
資本準備金	12,600	70,324
その他資本剰余金		65,493
資本剰余金合計	12,600	135,818
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	587,726	712,555
利益剰余金合計	587,726	712,555
自己株式	1,928	81
株主資本合計	685,648	993,266
純資産合計	685,648	993,266
負債純資産合計	1,460,914	1,593,341

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)
売上高	3,663,955	3,754,088
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	6,846	5,373
当期商品及び製品仕入高	2,423,006	2,899,377
合計	2,429,852	2,904,750
商品及び製品期末たな卸高	5,373	4,256
売上原価合計	2,424,479	2,900,494
売上総利益	1,239,475	853,593
販売費及び一般管理費	1 694,543	1 673,174
営業利益	544,932	180,419
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	11	14
助成金収入	7,200	3,975
その他	722	308
営業外収益合計	7,934	4,297
営業外費用		
支払利息	3,438	1,403
支払保証料	974	
その他	289	263
営業外費用合計	4,702	1,666
経常利益	548,164	183,050
税引前当期純利益	548,164	183,050
法人税、住民税及び事業税	173,706	61,512
法人税等調整額	279	3,290
法人税等合計	173,427	58,221
当期純利益	374,737	124,828

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	87,250	12,600		12,600
当期変動額				
新株の発行				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	87,250	12,600		12,600

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	212,989	212,989	900	311,939	311,939
当期変動額					
新株の発行					
当期純利益	374,737	374,737		374,737	374,737
自己株式の取得			1,028	1,028	1,028
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	374,737	374,737	1,028	373,709	373,709
当期末残高	587,726	587,726	1,928	685,648	685,648

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	87,250	12,600		12,600
当期変動額				
新株の発行	57,724	57,724		57,724
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			65,493	65,493
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	57,724	57,724	65,493	123,218
当期末残高	144,974	70,324	65,493	135,818

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	587,726	587,726	1,928	685,648	685,648
当期変動額					
新株の発行				115,449	115,449
当期純利益	124,828	124,828		124,828	124,828
自己株式の取得			81	81	81
自己株式の処分			1,928	67,421	67,421
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	124,828	124,828	1,846	307,617	307,617
当期末残高	712,555	712,555	81	993,266	993,266

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	548,164	183,050
減価償却費	2,956	3,077
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,165	4,618
賞与引当金の増減額(は減少)	168	1,974
受取利息及び受取配当金	11	14
助成金収入	7,200	3,975
支払利息	3,438	1,403
支払保証料	974	
売上債権の増減額(は増加)	14,410	57,991
たな卸資産の増減額(は増加)	923	1,424
差入保証金の増減額(は増加)	54,528	128,702
仕入債務の増減額(は減少)	31,913	89,900
未払消費税等の増減額(は減少)	31,121	74,120
その他	24,070	69,226
小計	642,461	52,530
利息及び配当金の受取額	11	14
助成金の受取額	7,200	3,975
利息及び保証料の支払額	3,366	1,367
法人税等の支払額	79,575	162,516
営業活動によるキャッシュ・フロー	566,731	212,424
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	745	141,637
無形固定資産の取得による支出	3,760	850
差入保証金の差入による支出		53,560
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,505	196,048
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入		100,000
長期借入金の返済による支出	175,378	179,987
株式の発行による収入		115,449
自己株式の処分による収入		67,421
自己株式の取得による支出	1,028	81
財務活動によるキャッシュ・フロー	176,406	102,802
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	385,819	305,670
現金及び現金同等物の期首残高	334,993	720,813
現金及び現金同等物の期末残高	1 720,813	1 415,142

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)
---------------	------------------

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある項目はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払消費税等の増減額（は減少）」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた55,192千円は、「未払消費税等の増減額（は減少）」31,121千円、「その他」24,070千円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用しておりますが、有価証券報告書に記載すべき重要な会計上の見積りはありません。

(貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
商品及び製品	5,373千円	4,256千円
原材料及び貯蔵品	1,004 "	696 "

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
貸倒引当金繰入額	5,975千円	7,945千円
役員報酬	158,805 "	124,857 "
給料手当	150,633 "	176,018 "
賞与引当金繰入額	10,438 "	8,463 "
販売促進費	48,107 "	43,690 "
支払手数料	95,631 "	120,501 "
減価償却費	2,956 "	3,077 "
おおよその割合		
販売費	49%	45%
一般管理費	51%	55%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	998,500	1,997,000		2,995,500

(変動事由の概要)

2020年6月24日付けの普通株式1株につき3株の株式分割による増加 1,997,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,000	31,200		37,200

(変動事由の概要)

2019年5月31日の株主総会決議による自己株式の取得 6,000株

2019年10月25日の株主総会決議による自己株式の取得 400株

2020年6月24日付けの普通株式1株につき3株の株式分割による増加 24,800株

3. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,995,500	63,700		3,059,200

(変動事由の概要)

2020年10月16日 公募による新株式の発行による増加 17,800株

2020年11月17日 第三者割当増資による新株式の発行による増加 45,900株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	37,200	21	37,200	21

(変動事由の概要)

2020年10月16日 公募による自己株式の処分による減少 37,200株

2021年1月6日 単元未満株式の買取りによる増加 21株

3. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年10月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	131,544	43.0	2021年7月31日	2021年10月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)
現金及び預金	720,813千円	415,142千円
現金及び現金同等物	720,813千円	415,142千円

(金融商品関係)

- 1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要な運転資金を主に銀行借入によるものとする方針です。デリバティブ取引に関しましては現在行っており、リスクを回避するために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針です。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。出資金は、主に取引先団体に関連する出資であり、取引先団体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金の支払期日は、すべて1年以内であります。借入金は、主にエネルギー事業に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年後であります。

買掛金及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。)

前事業年度(2020年7月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	720,813	720,813	
(2) 売掛金	644,332		
貸倒引当金()	2,061		
	642,270	642,270	
資産計	1,363,083	1,363,083	
(1) 買掛金	221,265	221,265	
(2) 未払法人税等	141,425	141,425	
(3) 預り金	105,875	105,875	
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	177,766	177,775	9
負債計	646,332	646,342	9

() 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(2021年7月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	415,142	415,142	
(2) 売掛金	702,323		
貸倒引当金()	3,511		
	698,811	698,811	
資産計	1,113,954	1,113,954	
(1) 買掛金	311,166	311,166	
(2) 未払法人税等	41,639	41,639	
(3) 預り金	99,437	99,437	
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	97,779	97,779	
負債計	550,021	550,021	

() 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2020年7月31日	2021年7月31日
出資金	340	340
差入保証金	52,412	234,676

- 1 出資金については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。
- 2 差入保証金については、具体的な返還予定日が不明であるなど、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表に含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	720,813			
売掛金	644,332			
合計	1,365,145			

当事業年度(2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	415,142			
売掛金	702,323			
合計	1,117,465			

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	79,324	42,766	36,528	19,148		
合計	79,324	42,766	36,528	19,148		

当事業年度(2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	24,440	22,496	19,996	19,996	10,851	
合計	24,440	22,496	19,996	19,996	10,851	

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	3,629千円	2,943千円
未払事業税	3,406 "	1,940 "
貸倒引当金		4,043 "
資産除去債務	703 "	1,399 "
繰延税金資産小計	7,739千円	10,326千円
評価性引当金額	703千円	
繰延税金資産合計	7,036千円	10,326千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
法定実効税率 (調整)	34.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
住民税均等割	0.0%	
電力事業収入割	5.1%	
税額控除	1.2%	
役員賞与	3.4%	
その他	0.1%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.6%	

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に営業部を置き、営業部は取り扱う商品・サービスについての包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は営業部を基礎とした商品・サービス別セグメントから構成されており、「エネルギー事業」及び「電子機器事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「エネルギー事業」の小売電気では、主に市場取引等により電力を仕入れ、個人事業主や中小企業等に電力の供給を行っております。また、ガス小売では、ガス事業者よりガスを仕入れ、個人事業主や中小企業等にガスの供給を行っております。

「電子機器事業」では、主に電子プレーカーの販売・設置によるエネルギーコスト削減提案及びコンサルタントを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	エネルギー事業	電子機器事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,409,256	254,698	3,663,955		3,663,955
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	3,409,256	254,698	3,663,955		3,663,955
セグメント利益	726,648	114,108	840,757	295,824	544,932
セグメント資産	664,614	40,683	705,297	755,616	1,460,914
セグメント負債	295,796	10,694	306,490	468,774	775,265
その他の項目					
減価償却費	1,971	174	2,146	810	2,956
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,760		3,760	745	4,505

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 295,824千円は、主に本社の一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額755,616千円は、主に本社の現金及び預金であります。
 - (3) セグメント負債の調整額468,774千円は、主に本社の長期借入金及び未払法人税等であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額745千円は、本社の建物附属設備の取得額であります。
2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	エネルギー事業	電子機器事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,524,279	229,808	3,754,088		3,754,088
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	3,524,279	229,808	3,754,088		3,754,088
セグメント利益	378,388	99,992	478,381	297,961	180,419
セグメント資産	1,035,454	33,679	1,069,134	524,207	1,593,341
セグメント負債	405,845	6,092	411,937	188,137	600,074
その他の項目					
減価償却費	2,203	174	2,378	698	3,077
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	132,350	228	132,578	9,900	142,478

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 297,961千円は、主に本社の一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額524,207千円は、主に本社の現金及び預金であります。
 - (3) セグメント負債の調整額188,137千円は、主に本社の長期借入金及び未払法人税等であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額9,900千円は、本社内装工事の建設仮勘定であります。
2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
1株当たり純資産額	231.77円	324.68円
1株当たり当期純利益	126.52円	41.14円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2020年6月24日付けで普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	374,737	124,828
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	374,737	124,828
普通株式の期中平均株式数(株)	2,961,771	3,034,155

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	8,133			8,133	5,220	492	2,913
車両運搬具	185	228	413			84	
工具、器具及び備品	1,699			1,699	1,484	152	214
建設仮勘定		141,400		141,400			141,400
有形固定資産計	10,017	141,628	413	151,232	6,705	729	144,527
無形固定資産							
ソフトウェア	10,965	850		11,815	6,775	2,257	5,040
その他	45			45			45
無形固定資産計	11,010	850		11,860	6,775	2,257	5,085

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定	伊方発電所	風力発電設備	131,500千円
建設仮勘定	本社	本社内装工事	9,900 "

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	79,324	24,440	0.61	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	98,442	73,339	0.61	2022年～2026年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
その他有利子負債				
合計	177,766	97,779		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	22,496	19,996	19,996	10,851

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	8,603	13,222	3,327	5,276	13,222
賞与引当金	10,438	8,463	10,438		8,463

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び個別債権の個別評価に伴う洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,254
預金	
普通預金	413,888
計	415,142
合計	415,142

売掛金

相手先別内訳

事業セグメント別	金額(千円)	主な相手先及び金額(千円)					
エネルギー事業	674,898	一般消費者	674,898				
電子機器事業	27,424	(株)クレディセゾン	15,083	(株)エンタイズコーポレーション	3,339	(株)アプラス	2,299
合計	702,323						

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
644,332	4,129,497	4,071,506	702,323	85.3	59.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

たな卸資産

区分	金額(千円)	内容
商品及び製品	4,256	電子ブレーカー他
原材料及び貯蔵品	696	事務用品他
計	4,952	

差入保証金

相手先	金額(千円)
パワーネクスト(株)	161,700
(株)朝日ビルディング	48,867
シャープエネルギーソリューション(株)	10,000
(株)ガイマックス関西	8,415
その他	5,693
合計	234,676

買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
関西電力送配電(株)	153,109
四国電力(株)	79,548
東京エナジーアライアンス(株)	23,595
北海道電力	15,396
東京電力パワーグリッド(株)	7,886
その他	31,630
合計	311,166

未払法人税等

相手先	金額(千円)
法人税	32,002
住民税	3,289
事業税	6,346
合計	41,639

預り金

相手先	金額(千円)
(一社)低炭素投資促進機構	89,671
従業員	9,765
合計	99,437

1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)三井住友銀行	14,444
(株)関西みらい銀行	9,996
合計	24,440

長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)三井住友銀行	37,500
(株)関西みらい銀行	35,839
合計	73,339

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	934,949	1,951,443	2,832,297	3,754,088
税引前四半期 (当期)純利益 (千円)	150,349	57,404	89,148	183,050
四半期(当期)純利益 (千円)	102,936	36,992	59,000	124,828
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	34.68	12.29	19.50	41.14

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純 損失() (円)	34.68	21.61	7.19	21.52

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎年10月
基準日	毎年7月末日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.earth-infinity.co.jp
株主に対する特典	該当事項なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し）2020年9月10日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2020年9月29日及び2020年10月7日近畿財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第19期(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日) 2020年10月29日近畿財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第20期第1四半期(自 2020年8月1日 至 2020年10月31日) 2020年12月9日近畿財務局長に提出。

事業年度 第20期第2四半期(自 2020年11月1日 至 2021年1月31日) 2021年3月9日近畿財務局長に提出。

事業年度 第20期第3四半期(自 2021年2月1日 至 2021年4月30日) 2021年6月11日近畿財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2020年11月2日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月28日

株式会社アースインフィニティ
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 寺本 悟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 俣野 朋子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アースインフィニティの2020年8月1日から2021年7月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アースインフィニティの2021年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

小売電気事業の売上高	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社アースインフィニティの当事業年度の損益計算書に計上されている売上高3,754,088千円のうち、【注記事項】(セグメント情報等)に記載のとおり、エネルギー事業に係る売上高は3,524,279千円となっており、売上高の93.9%を占めている。さらに、エネルギー事業の売上高は概ね小売電気事業(以下、「電力売上」という。)に関するものである。</p> <p>電力売上は、毎月の検針により把握した顧客の電力使用量に基づき収益を認識している。</p> <p>電力売上は、個々の取引の金額は少額であるものの、契約件数が膨大であるため、これら契約データと検針データを基に業務処理システムによって自動で計算・集計される仕組みとなっている。従って、電力売上に係る業務処理システムの自動化統制が適切に整備、運用されていない場合には、適切でない金額で収益が認識されるリスクがある。</p> <p>以上から、電力売上に係る業務処理システムの自動化統制の整備・運用状況の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は電力売上を検討するにあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <p>内部統制の評価 電力売上に係る業務フローを把握するとともに、関連する業務処理システムのIT全般統制及び業務プロセス(マスタ登録、申込・契約、売上計上、請求、回収の一連の業務プロセス)に係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>また、販売管理システムにおいて自動で行われる料金計算にかかる業務処理統制や、販売管理及び会計システムに関連するアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制の評価に関しては、当監査法人内部のIT専門家を利用して手続を実施した。</p> <p>実証手続 上記の内部統制を経て計上された電力売上にに対し、以下の実証手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上取引についてサンプルベースで証憑突合を実施した。 ・ 販売管理システムと会計システムの電力売上計上額を突合した。 ・ 販売電力量と仕入電力量の整合性を検証した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。